

TOKAI

東海防衛だより

2020
令和2年

秋



秋号の内容

- ◆ 新型コロナウイルス市中感染拡大防止活動
- ◆ 周辺財産の有効活用(有償使用許可ご案内)
- ◆ 周辺対策事業の紹介(勝川新町学習等供用施設)
- ◆ 東海3県の防衛生産・技術基盤(20式小銃)

新型コロナウイルス感染症に対する 市中感染対応に係る災害派遣等について

自衛隊は、新型コロナウイルス対応のため、令和2年1月31日から帰国邦人等に対する輸送支援、帰国邦人等の宿泊施設における生活支援、民間船舶「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客等に対する医療支援等を実施し、同年3月28日からは、帰国者等に対する検疫支援、輸送支援、生活支援、自治体職員や民間事業者への教育支援を実施しています。

東海防衛支局管内においては、陸上自衛隊第10師団が三重県及び岐阜県において、新型コロナウイルス感染症の市中感染拡大防止のための活動を実施しました。

三重県における活動

久居駐屯地所在部隊は、令和2年4月28日、三重県知事から教育支援の災害派遣要請を受け、30日、県職員等に対して感染防護服の着脱等に関する教育支援を行いました。



感染防護服の着脱要領の展示説明



感染防護服の着脱要領を点検する県職員等と隊員



民間事業者に対する防護服の着脱要領の教育支援の景況

岐阜県における活動

守山・春日井駐屯地所在部隊は、令和2年4月16日から18日、岐阜県からの依頼を受け、ホテル等における生活支援のため、県職員、民間事業者等に対して感染防護服の着脱等の教育支援を行いました。



県職員に対するゾーニング（清潔区域と汚染区域の区分け）の助言を行う師団司令部医務官



民間事業者に対する防護服（ガウン）の着脱要領の教育支援の景況



県職員、民間事業者等に対する感染予防教育の状況



民間事業者に対する防護服（タイベックスーツ）の着脱要領の教育支援の景況



民間事業者等に対する防護服の着脱実習の景況

防衛施設周辺財産（移転補償跡地）の有効活用について（有償使用許可のご案内）

岐阜飛行場
周辺



事例1：各務原市市民運動公園

各務原市に所在する航空自衛隊岐阜基地（岐阜飛行場）周辺には「周辺財産」と呼ばれる国有地が点在しています。この「周辺財産」は、航空機による騒音障害などを考慮し、基地と周辺地域との緩衝地帯として防衛省が管理・保有している国有地（行政財産）です。平成30年度までは主に地方公共団体等へ公園（事例1）や道路用地、公用車駐車場（事例2）などの目的に限って使用を許可しており、基地周辺の皆様をはじめ、たくさんの方々に利用いただいています。



事例2：各務原市公用車駐車場

令和元年度から国有地の有効活用として、周辺財産の緩衝地帯としての目的を妨げない範囲内において、個人や企業の方々にも、一定の条件下、有償での貸付け（使用許可）を開始しました。これまで1件の有償による使用を許可しており、今年度も継続して使用されています。今年度から制度の一部が変更となり、使用許可

期間が原則1年以内から、原則5年以内へと延長されました。さらに、国として許可地の利用が発生しない場合には、1回に限り更新することが可能となりました。これにより、1回の公募で更新を含めると、最長で10年間の使用が可能になるようになりました。このほかにも、月極駐車場などの転貸についても利用ができるよう、制度が整えられました。

岐阜飛行場周辺の周辺財産の概略図



使用可能な周辺財産の一例



各務原市三井4丁目付近

各務原市三井東町2丁目付近

【使用許可の前提条件】

- 居住の目的では利用できません。
- 原状回復が容易な利用に限ります。
- プレハブ・舗装・簡易な工作物等の設置は可能です。
(利用方法の一例…駐車場、資材置き場など)
- 利用の申し出の後、内容を審査した上、公平性・透明性を確保するため、公募を行います。
- 使用許可期間は、原則として5年以内です。
- 国側において当該土地の利用が発生しない場合に限り、一度の更新が可能です。
- 更新後の期間満了後も引き続き使用の要望がある場合、再度公募を行います。
- 使用料は年度ごとに納入となります。また、各年度末に次年度の使用額を通知いたします。なお、使用料の減免措置などはありません。
- 転貸を希望する場合、転借人に関する資料の提出が必要で、利用申し出時のほか使用許可後に転貸を開始することも可能です。
- ◆ **国有財産の管理に支障が生じるおそれがあると判断した場合など、使用許可できない場合もあります。**

対象となる土地や利用の流れなどの詳細につきましては東海防衛支局のホームページをご覧ください。

また、詳しい場所や不明な点など、気軽にお問い合わせ下さい。

施設補償管理課 ☎052(952)8224

勝川新町学習等供用施設 (改修整備事業)

小牧基地
周辺

防衛省では、防衛施設の設置・運用により、生活環境または開発に影響がある特定防衛施設関連市町村※が実施する公共用の施設の整備その他の生活環境の改善や開発の円滑な実施に寄与する事業に対し、特定防衛施設周辺整備調整交付金（以下「交付金」という。）を交付しています。

春日井市では、地域住民のふれあいの場を提供し、コミュニティ活動の推進を図るための集会施設として、当省などの補助を受け、市内に54か所の学習等供用施設を設置しています。建築から40年以上経過した施設も多く、老朽化が進んでいることから、今後も施設を長期的に利用できるよう、市の公共施設個別施設計画に基づき、定期的な改修を実施していきます。



今回紹介する勝川新町学習等供用施設は、本年3月に改修工事が完了した施設で、交付金1360万円を活用し、外壁修繕や防水加工をはじめ、空調機器の更新、照明のLED化、トイレの段差解消を行い、利用環境の向上を図りました。

ご利用の方の声

トイレの段差解消により、つまづく心配が減り、安心して利用できるようになりました。

照明がLEDになったことで、部屋が明るくなり、資料が読みやすくなりました。



書のまち春日井（道風くん）



屋上の塗り替え及び防水加工



交換を行った照明・空調



ベランダの防水加工

（※）「特定防衛施設関連市町村」とは、東海防衛支局管轄区域においては、小牧基地の愛知県春日井市、小牧市、西春日井郡豊山町、岐阜飛行場の岐阜県各務原市が指定されています。

新たな防衛計画の大綱の策定とこれを支える 東海三県の防衛生産・技術基盤（その二）

20式5・56mm小銃

新小銃の選定

防衛省は、本年5月に部隊使用を承認したことを受け、新小銃の名称を「20式5・56mm小銃」（以下「20式小銃」という。）として報道陣に公開しました。小銃の更新は31年ぶりとなります。

20式小銃として選定されたのは、豊和工業株式会社（愛知県清須市）が2012年度から試作を重ね研究開発した「HO WA5・56」です。

同社は東海防衛支局の管轄区域にあり、現行の89式5・56mm小銃の製造などで長い歴史を持つ我が国の防衛を担う主要企業の一つです。



豊和工業株式会社（本社）



図1 89式小銃（現有銃）

20式小銃は優れた耐環境性、火力性及び拡張性を持ち、外観も89式小銃から一新されています。まず、短銃身の採用、銃床長を調整する機能（図2①参照）

20式小銃の特長

今回の記事では、「20式小銃」の特長と小銃の生産・技術基盤について紹介を致します。

や、頬当ての高さを調整する機能を持たせることにより操作性を向上させています。

銃身にはレールが装着され、光学スコープなどの付属品が装着できるように拡張性に優れた構造（図2②参照）となっています。

また、銃身下部にフォアグリップを装着でき（図2③参照）、腕の疲れの軽減を図る設計がされています。

小銃の製造を支えてきた 生産・技術基盤

豊和工業では日本人の体格にあった小銃を作ること前提として社内研究に取り組み、昭和



図2 20式小銃（新小銃）

39年64式7・62mm小銃が各自衛隊で使用する小銃として採用されました。

その後、5・56mm弾が使用できる小銃の研究に取り組み、平成元年に89式小銃として採用されており、昭和39年の採用以来半世紀に渡り、自衛隊の小銃の生産に携わり、技術を蓄積してきました。

豊和工業では、現在ではロボット化技術を推進する一方で、匠の技術にも注力しているとのこと。このような匠の技術の一例としては銃身の歪み取りの技術があります。

銃身の製造工程では銃身に僅かな歪みが発生してしまいますが、高い命中精度を得るためには、このような歪みを取り除くのが不可欠です。

これを取り除くためには、僅かな歪みを見極めて、矯正しなければなりません。その作業は長い経験に裏打ちされたいわゆる匠の技を持った技術者でしかできません。まさにこのような熟練した技術者が日本の国防を支えてきたと言っても過言ではありません。

また、同社では、20式小銃の製造に向けて、今まで蓄積した基盤を土台にして、生産工程の改善や生産設備の新設などを進めているとのこと。

この連載では、引き続き防衛計画の大綱を支える装備品等の特長や、生産・技術基盤を紹介する予定です。

新型コロナウイルス感染症等の影響により、収入の減少があり、一時的に国有財産使用許可の使用料の支払いが困難な方へ

新型コロナウイルス感染症等が、国有財産の使用料を納付される方に及ぼす影響を緩和するため、使用料に係る履行期限を延長することができるようになりました。

詳細につきましては、当支局ホームページをご覧ください。下記までお問合せ下さい。

東海防衛支局ホームページ：「新型コロナウイルス感染症等の影響により、収入の減少があり、一時的に国有財産使用許可の使用料の支払いが困難な方へ」

<https://www.mod.go.jp/rdb/tokai/tetuduki/corona.pdf>

お問合せ先：（１）使用料の支払い、履行延長の申請について

会計課 ０５２－９５２－８２２２

（２）国有財産の使用許可について

施設補償管理課 ０５２－９５２－８２２４



自衛隊地方協力本部からのお知らせ

地方協力本部（地本）は、各都道府県にある自衛隊の総合窓口です。

愛知地方協力本部

（電話）０５２－３３１－６２６６

<https://www.mod.go.jp/pco/aichi/>



●「自衛隊広報ルームへ、ご招待♪」

自衛隊の写真パネルや模型、実物大の装備品などを展示している楽しいスポットです。自衛隊グッズがゲットできるイベントDAYもありますので、ぜひ遊びに来て下さい！

岐阜地方協力本部

（電話）０５８－２３２－３１２７

<https://www.mod.go.jp/pco/gifu/>



● 防衛省自衛隊広報センター「自衛館」

自衛隊のパネルや「親子プラモデル教室」で作成されたプラモデル、装備品の模型などを展示している楽しいスポットです。ぜひ遊びに来て下さい♪

三重地方協力本部

（電話）０５９－２２５－０５３１

<https://www.mod.go.jp/pco/mie/>



● 各種イベントや自衛隊に関する情報を紹介！

各種SNS（Twitter、Facebook、Instagram）も随時更新中！
詳しくは、ホームページでお待ちしています。

自衛官等募集案内

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日	合格発表
自衛官候補生	18歳以上 33歳未満の者	年間を通じて行っています。	受付時にお知らせします。	合格発表は試験日にお知らせします。

詳しい情報は、最寄りの自衛隊地方協力本部へお気軽にお問合せください。

東海防衛支局

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館

2020年（令和2年）秋号（通巻第44号）

電話 052-952-8212

<https://www.mod.go.jp/rdb/tokai/>

